

# 引取業者、フロン類回収業者の皆様へ

～使用済自動車を取扱う事業者は  
5年毎に登録の更新が必要です～

## ●なぜ、更新が必要なのか？

- ・使用済自動車を取扱う引取業者、フロン回収業者の自治体への登録有効期間は5年間です。
- ・引き続き、使用済自動車の取扱いを行う場合は、更新の手続きが必要になります。

## ●更新の手順

①登録通知書で自社の登録の有効年月日を確認してください。

②登録有効期間満了の1ヶ月前から満了日まで登録更新申請を受け付けますが、できるだけ早めに申請してください。

※申請書（添付書類も含みます）に不備があった場合は、受付できませんので、余裕をもって手続きを行ってください。

### ③提出書類について

申請書及び添付書類を正本1部と副本1部（事業者控え、コピー可）

## ◆引取業登録の更新申請書（国様式第一）への添付書類

1 誓約書

2 申請者が個人である場合には住民票の写し（自治体窓口で交付された原本。コピー不可。）  
受付日前3か月以内に交付されたもので、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限り（以下、同じ。）

3 申請者が法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  
受付日前3か月以内に交付されたものに限り（以下、同じ。）

4 申請者が未成年者であってその法定代理人が個人である場合には、法定代理人の住民票の写し

5 申請者が未成年者であってその法定代理人が法人である場合には、法定代理人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

6 エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次のいずれかの書類）

(1) 確認方法を記載した書類（別添1）

(2) エアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（自動車整備士、中古自動車査定士の資格証等の写し）

7 通知書の写し

8 本県のその他の登録通知書及び許可証の写し

◆フロン類回収業登録の更新申請書（国様式第三）への添付書類

- 1 誓約書
- 2 申請者が「個人」である場合には、住民票の写し（自治体窓口で交付された原本。コピー不可。）  
受付日前3か月以内に交付されたもので、本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限ります。（以下、同じ。）
- 3 申請者が「法人」である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  
受付日前3か月以内に交付されたものに限ります。（以下、同じ。）
- 4 申請者が未成年者であってその法定代理人が「個人」である場合には、法定代理人の住民票の写し
- 5 申請者が未成年者であってその法定代理人が「法人」である場合には、法定代理人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 6 フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（次のいずれかの書類）
  - (1) 自ら所有している場合  
購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等、所有権の確認ができる書類の写し
  - (2) 所有権を有しない場合  
借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等、使用权の確認ができる書類の写し
- 7 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
  - ・取扱説明書、仕様書、カタログ等のうちいずれかの写し（種類及び能力が記載された箇所のみので可）
- 8 通知書の写し
- 9 本県のその他の登録通知書及び許可証の写し

\* 複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できます。

\* 申請書様式等は、各自治体のHPからダウンロードできます。

\* 郵送での受付は行っておりません。申請書は申請窓口へ持参してください。

◆更新申請手数料

（静岡県：県収入証紙で納付、静岡市：指定金融機関へ納付、浜松市：窓口で徴収）

引取業登録更新申請手数料 3,000円

フロン類回収業登録更新申請手数料 4,000円

④更新申請書と前回の申請書の記載内容が異なる場合は、更新申請の前に変更届出書の提出が必要となる場合がありますので、該当する可能性があるときは、更新申請に支障のないよう、お早めに申請窓口へ御相談願います。

●更新を行わないとどうなる？

- ・登録有効期間満了日までに更新申請を行わなかった場合は、登録は自動的に失効しますが、更新の意思がない場合は、「廃業等届出書」を提出してください。
- ・「自動車リサイクルシステム（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）」の移動報告は使用できなくなります。
- ・登録失効後又は廃業後に使用済自動車を引取ったり、使用済自動車からフロン類を抜いた場合、自動車リサイクル法違反となります。
- ・登録失効後又は廃業後に再び引取業又はフロン類回収業の登録を受けたい場合は、新規として登録申請を行ってください。

●申請・相談窓口一覧

\* 申請・相談について窓口にお越しの際には、事前に御連絡の上、日時を御確認ください。（担当者が不在であったり、長い間お待ちいただいたりすることを避けるため、御協力をお願いいたします。）

| 静岡県                  | 所在地                           | 管轄地域  |
|----------------------|-------------------------------|---|
|                      | 電話番号                          |   |
| 賀茂健康福祉センター 環境課       | 下田市中 531-1<br>0558-24-2053    | 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町                                  |
|                      |                               | 受付：月～金（9時～16時）予約制   |
| 東部健康福祉センター 廃棄物課      | 沼津市高島本町 1-3<br>055-920-2106   | 熱海市・伊東市・沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町・御殿場市・小山町・富士市・富士宮市 |
|                      |                               | 受付：月～金 予約制  |
| 中部健康福祉センター 環境課       | 藤枝市瀬戸新屋 362-1<br>054-644-9288 | 焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・川根本町・吉田町                                   |
|                      |                               | 受付：月～金 予約制  |
| 西部健康福祉センター 環境課       | 磐田市見付 3599-4<br>0538-37-2248  | 掛川市・菊川市・御前崎市・袋井市・磐田市・湖西市・森町                                 |
|                      |                               | 受付：月水金（10時～16時）予約制  |
| くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課 | 静岡市葵区追手町 9-6<br>054-221-3349  | —   |

| 政令市          | 所在地                            | 管轄地域 |
|--------------|--------------------------------|------|
|              | 電話番号                           |      |
| 静岡市 産業廃棄物対策課 | 静岡市葵区追手町 5-1<br>054-221-1363   | 静岡市  |
| 浜松市 産業廃棄物対策課 | 浜松市中区鴨江 2-11-2<br>053-453-6110 | 浜松市  |

●ホームページ一覧（各申請様式はこちらからダウンロードできます）

静岡県：<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/jidousha/jidoushahp.htm>

静岡市：<http://www.city.shizuoka.jp/deps/sangyohaikibutu/index.html>

浜松市：[http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/haiki/recycling\\_elv/index.htm](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/haiki/recycling_elv/index.htm)

●自動車リサイクルシステムについての問合せ先

- ・自動車リサイクルシステムの登録について

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター 電話；050-3786-8822

- ・自動車リサイクルシステムについて

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター 電話；050-3786-7755